

自転車安全利用推進員の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所属において自転車の安全利用の推進を図るための職員の設置等に関して基本的な事項を定める。

(要綱の対象機関)

第2条 この要綱は、本庁及び地域機関の全所属（警察本部を除く。）を対象に適用する。

(自転車安全利用推進員)

第3条 所属長は、所属長に次ぐ職位（副課長、副所長等）にある者1名を自転車安全利用推進員に選任する。

(1) 本庁各課所

副課長の職にある者（副課長の職を置かない各課所にあつては、総務担当主幹の職にある者）

(2) 地域機関（県立学校を除く。）

副所長の職にある者（副所長の職を置かない地域機関にあつては、総務担当部長の職にある者）

(3) 地域機関（県立学校に限る。）

事務局長、事務部長、事務室長又は事務長の職にある者

(自転車安全利用推進員の業務)

第4条 自転車安全利用推進員は、次に各号に掲げる業務を行う。

(1) 自転車損害保険等の加入及びヘルメット着用など、所属の職員に対する自転車安全利用の指導に関すること。

(2) 防犯・交通安全課との自転車安全利用に係る連絡調整に関すること。

(自転車安全利用副推進員)

第5条 所属長は、自転車安全利用推進員を補助する者として、自転車で通勤するなど普段から自転車を利用する所属の職員の中から1名を自転車安全利用副推進員に選任する。

(自転車安全利用副推進員の業務)

第6条 自転車安全利用副推進員は、次に掲げる業務を行う。

(1) 自転車安全利用の促進及び普及啓発に関すること。

(2) その他自転車安全利用推進員の補助に関すること。

(自転車安全利用推進員及び副推進員の報告)

第7条 所属長は、新たに自転車安全利用推進員等を選任した場合は、速やかに防犯・交通安全課長に報告するものとする。自転車安全利用推進員に異動が生じた場合も同様とする。

(自転車安全利用推進員等に対する支援)

第8条 防犯・交通安全課長は、自転車安全利用推進員等が業務を遂行するために必要な知識・技術の習得を目的とした研修の実施、その他の支援を行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、防犯・交通安全課長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年11月10日から施行する。